矢板市定住ミニサポート事業費補助金

事業の概要

これまでに矢板市に住んだことのない、これから子どもを産み育てる夫婦に対し、まずは矢板市に住んでいただき、魅力を感じてもらい、将来的な定住につなげることを目的に、民間賃貸住宅等の家賃の一部を補助します。

対象となる方(世帯) 次の要件をすべて満たす方(世帯)

- 〇夫・妻ともに39歳以下であること
- ○賃貸借契約の契約者であること
- ○本市が課する税に滞納がないこと
- ○これまでに矢板市に住民登録があった方がいないこと
- ○本市の他の住宅関係補助金を受けたことがないこと
- ○矢板市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団又は 同条第4号に規定する暴力団員等がいないこと

対象となる賃貸住宅 次の要件をすべて満たす賃貸住宅

- ○入居者本人が契約し、自らが居住する賃貸住宅であること
- 〇市営・県営住宅、社宅でないこと
- ○契約者の3親等以内の親族が所有する賃貸住宅でないこと

月額家賃5萬円以下のところには、半年間、25,000円で住めるなり!



補助金額

家賃月額から 25,000 円を控除した額 (上限 25,000 円) ×支払い月数 (上限 6 か月)

※管理費、共益費、駐車場費等を除く支払い済の月額。フリーレント期間等、賃料が発生しない月は除く。

(例1) 月額38,000円、支払い月数6か月の場合

38,000 円-25,000 円=13,000 円 →13,000 円×6 か月= 補助金 78,000 円

(例2) 月額52,000円、支払い月数6か月の場合

52,000 円-25,000 円=27,000 円 → (上限) 25,000 円×6 か月=補助金 | 150,000 円

申請期限 転入日から1年以内

(転入後1年を超えると申請できませんので 1年以内に申請してください。)

申請手続き

- ① 転入・家賃支払い
- ② 補助金交付申請書等を提出
- ③ 補助金交付

《申請書類》

- 申請書、誓約書、請求書、振込口座通帳の写し
- ・住民票の写し(世帯全員、続柄・本籍記載あり。)
- ・申請者の完納証明書
- ・賃貸借契約書の写し
- ・家賃月額の支払いが確認できる書類等の写し

申請・問合せ先

矢板市建設部都市整備課

電話:0287-43-6213